

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「乙事件」という。)

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「丙事件」という。)

原告 原告1—1ほか

被告 国ほか

準備書面(65)

【被告国、同福島県の主張に対する反論】

平成31年2月4日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙
ほか18名



【目次】

第1 被告福島県の準備書面(16)に対する反論	- 2 -
1 年1mSv規制の趣旨について	- 2 -
2 放射線管理区域規制の趣旨について	- 2 -
3 労災認定について	- 2 -
4 被爆者認定について	- 3 -
5 JCO事故について	- 3 -
6 チェルノブイリ原発事故について	- 3 -
第2 被告国の第11準備書面に対する反論	- 4 -
1 第2の5について	- 4 -
2 第2の6について	- 4 -
3 第2の7について	- 5 -

【本文】

原告らは、被告福島県の準備書面(16)、被告国第11準備書面に対し、必要な範囲で以下のとおり反論する。

第1 被告福島県の準備書面(16)に対する反論

1 年1mSv規制の趣旨について

- (1) 被告福島県は、年1mSv規制は、「原子力災害を防止し、公共の安全を図るために規定されているもの」と主張した(同準備書面1頁)。
- (2) 公共の安全を図るために一般公衆の被ばく限度を「年1mSv」と規制することが必要であるということは、一般公衆をして年1mSv以上の被ばくをさせた場合、その安全が保障できない、すなわち、健康に対する悪影響が否定できないとの趣旨ではないのだろうか。被告福島県は、その点を明確にするべきである。

2 放射線管理区域規制の趣旨について

- (1) 被告福島県は、放射線管理区域規制は、「放射線業務を行う労働者の安全を目的として定められたもの」と主張した(同準備書面1～2頁)
- (2) 放射線業務を行う労働者の安全のために放射線管理区域規制が必要なのであれば、子どもの安全のためには、放射線管理区域の規制よりも厳しい規制、少なくとも同等の規制が必要なのではないだろうか。被告福島県は、その点を明確にするべきである。

3 労災認定について

- (1) 被告福島県は、5.2mSvの被ばくによって白血病に罹患した原発労働者について労災認定されたケースにつき、「労災実務が誤っている」と認識しているものではないが、「労災実務において放射線被ばくと疾病との因果関係をどのように認定するかの問題と、原子力発電所事故に対する国あるいは地方公共団体としての対応は別個の問題であり、同様に考えるべきものとは言えない。」と主張した(同準備書面2頁)。
- (2) 原告らは、原子力発電所事故の際の子どもたちの防護対策と労働現場における労働者の保護対策を同一にすべきである等とは主張していない(前者の方が後者よりもより厳しい基準で防護するべきであると考えている。)。原告らが主張しているのは、少なくとも、5.2mSvの被ばくが原因で白血病になり得るという認識を前提に子どもたちに対する防護対策を取るべきであると主張したのである。

この主張に対する被告福島県の認否は、今なお明らかでない。

4 被爆者認定について

- (1) 被告福島県は、「 1 mSv 以上の被ばくをした人間が悪性腫瘍（固形がんなど）、白血病、副甲状腺機能亢進症に罹患した場合は、その原因は、原則として被ばくにある」としている原爆症認定実務について、これが誤っていると認識しているものではないが、「原爆症認定実務において被爆と疾病の因果関係をどのように認定するかの基準の問題と原子力発電所事故に対する国あるいは地方公共団体としての対応は別個の問題であり、同様に考えるべきものとは言えない。」と主張する（同準備書面 2 頁）。
- (2) 原告らも、原爆被爆者の救済基準と原発事故被ばく者の防護基準を機械的に同一にするよう求めているものではない。しかし、いずれについても、人工放射線による健康被害リスクについての認識が重要な前提となるものであるから、原爆被爆者の救済対策の前提となつたリスク認識は、原発事故被ばく者の防護対策においても大いに参考とされるべきである。単に、別個の問題であると切り捨てる被告福島県の考え方は間違っている。

5 JCO事故について

- (1) 被告福島県は、JCO事故において、茨城県が推定線量 1 mSv 以上の住民を対象に健康診断を実施したことについて、「無駄な健康診断をした」と認識しているものではないとしながら、被告福島県においても、福島原発事故の被災者の健康問題について、「同様の認識を前提にするべき」との原告らの主張に対しては「争う」と述べる。（同準備書面 2 頁）
- (2) 日本において、原子力関係施設における事故によって住民が被ばくした経験は、福島原発事故前においては、JCO事故しかない。被告福島県としては、JCO事故における茨城県の対応は、大いに参考にするべきである。理由を示すこともなく「争う」とする被告福島県の対応は、県民の健康や不安感情への配慮を欠いた残酷なものではなかろうか。

6 チェルノブイリ原発事故について

- (1) 被告福島県は、チェルノブイリ原発事故について、「甲状腺がん以外に深刻な健康被害があったとの点について否認する。」と述べる。（同準備書面 2 頁）
- (2) しかし、小児甲状腺がん以外に広範な健康被害が生じた事実は、ベラルーシ政府の公式報告書（甲B第20号証）、ウクライナ政府の公式報告書（甲B第22号証）に記載されている。被告は、準備書面(1)において、

これらの公式報告書に掲示されている各研究について「科学的に正当なものと認められるものではない。」と主張していたが、準備書面(16)では、この主張部分を撤回した。撤回しながら、甲状腺がん以外の健康被害を否定するのは矛盾している。

第2 被告国第11準備書面に対する反論

1 第2の5について

- (1) 原告らが「放射線管理区域規制の趣旨」についてした求釈明に対し、被告は、放射線管理区域規制と20mSv通知は「性格を異にするものであるから、これらを単純に比較することは不適切である。」として回答を拒否した（被告国第11準備書面8～9頁）。
- (2) 原告らが尋ねたのは、①「日本の国法上、満18歳に満たない者が放射線管理区域に立ち入ることは禁止されているのか」、②「放射線管理区域規制をしている目的は何か」、③「20mSv通知は放射線管理区域規制の趣旨に違反するのではないか」という単純なものであって、とりわけ①②は、被告国として容易に回答できるはずの内容であり、少なくとも、上記①②については回答するべきである。

被告国がこれらの回答を拒否するということは、この点についての原告らの主張に反駁することができないとしか考えられない。裁判所におかれでは、この事実をしっかりと確認していただきたい。

2 第2の6について

- (1) 原告らが、20mSv通知の趣旨について質問したのに対し、被告国は、「屋外3.8μSv/時間、屋内（木造）1.52μSv/時間を下回る学校では、児童生徒等が平常どおりの活動によって受ける線量が20mSv/年を超えることはないと考えられる」「学校の校庭・園庭において3.8μSv/時間以上を示した場合においても・・・児童生徒等の受ける線量が20mSv/年を超えることはないと考えられる」との20ミリシーベルト通知（乙C第3号証）の文面を引用し、「年間20mSvまで放射線を受けてよいという基準でない」と主張する（被告国第11準備書面9～10頁）。
- (2) 「児童生徒等の受ける線量が20mSv/年を超えることはない」として20ミリシーベルト通知を正当化しているのは被告国自身なのである。「20mSv/年を超えることはない」から正当化できるというのは、裏返せば、「20mSv/年までは被ばくしても差し支えない」という趣旨であるとしか考えられないのではないか。原告らのこの理解が誤っているのなら、ご指摘いただきたい。

3 第2の7について

(1) 「(2)ア(ア)b」について

ア 被告国は、「いわゆる低線量被ばくに関する健康影響の可能性が科学的に否定できないこと」を認めた上、年1ミリシーベルトという線量限度は「安全と危険の境界を示す線量ではない。」と主張している。(被告国第11準備書面10~11頁)。

イ 被告国の上記主張は、原告らの主張と同一である。だから原告らは、法令による線量限度以下でも健康影響を否定することはできないのだから、せめて法令における線量限度は遵守されなければならないと主張している。

被告国が主張するように、年1ミリシーベルトは、最適化の原則(「最適化の原則」については、被告国が第11準備書面8頁※1で、「経済的及び社会的な要因を考慮して合理的に達成できる限り低く保たれるべきである」という原則である旨説明している。)に基づいて定められた基準なのであれば、一般公衆の健康被害のリスクをゼロにするためには、もっと厳しい規制が必要であるが、「経済的及び社会的要因」を考慮し(それを実現するためのコストを考慮し)、規制値を年1ミリシーベルトにしたということになる。

(2) 「(2)ア(イ)b」について

ア 被告国は、「いわゆる低線量被ばくに関する健康影響の可能性が科学的に否定できないこと」を認めた上、年5.2ミリシーベルトという線量限度は「安全と危険の境界を示す線量ではない。」と主張している。

(被告国第11準備書面11頁)。

イ 被告国の主張は、原告らの主張と同一である。だから原告らは、法令による線量限度以下でも健康影響を否定することはできないのだから、せめて法令における線量限度は遵守されなければならないと主張している。

被告国が主張するように、年5.2ミリシーベルトは、最適化の原則(最適化の原則については、上記(1)のイを参照)に基づいて定められた基準なのであれば、放射線業務従事者の健康被害のリスクをゼロにするためには、もっと厳しい規制が必要だが、「経済的及び社会的要因」を考慮し(即ち、それを実現するためのコストを考慮し)規制値を年5.2ミリシーベルトにしたということになる。それであれば、子どもたちにこの規制値以上の被ばくをさせることが許されるという

理屈は出てこないはずである。

(3) 「(2)ア(ウ)b」について

ア 被告国は、「原告らの指摘する法令における線量限度は『防護の最適化の原則』に基づいて定められた計画被ばく状況における放射線防護の基準であり、放射線被ばくによる健康影響の有無に係る安全と危険の境界を示すものではない。」と主張する(被告国第11準備書面12頁)。

イ 被告国の主張は、原告らの主張と同一である。だから原告らは、法令による線量限度以下でも健康影響を否定することはできないのだから、せめて法令における線量限度は遵守されなければならないと主張している。

被告国が主張するように、上記基準は、最適化の原則（最適化の原則については、上記(1)のイを参照）に基づいて定められた基準なのであれば、放射線業務従事者の健康被害のリスクをゼロにするためには、もっと厳しい規制が必要であるが、「経済的及び社会的要因」を考慮し（即ち、それを実現するためのコストを考慮し）規制値を上記程度にしたということになる。それであれば、子どもたちにそれと同程度の被ばくをさせててもよいという理屈は出てこないはずである。

(4) 「(2)ア(エ)b」について

ア 被告は、クリアランスレベルについて、「運転を終了した原子力発電所の解体等により発生するコンクリート金属等の再利用を図るために一定の基準を超えない物質は放射性物質とした扱う必要がないものとした定められた基準であり、放射線被ばくの健康影響の有無に係る安全と危険の境界を示すものではないのは当然のこと、そのレベルは自然界から受ける年間の被ばく線量の1/100以下とされていることから放射線防護の規制の対象外とされている」と主張する(被告国第11準備書面13頁)。

イ 被告国の上記主張内容に異論はない。しかし問題は、クリアランスレベルを超える土壌環境下で生活することによって健康被害が生じる可能性の有無である。被告国も認めるように、クリアランスレベルとは、「放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして原子力規制委員会規則で定める基準」である。原子炉等規制法は、原子力事業者が工場棟において用いた資材のうち、クリアランスレベルを超える物品に対しては、「放射線による障害の防止のための措置」を義務付けているのである。義務付けている趣旨は、これ

に接する人が「放射線による障害」を起こす可能性があるからではないのか。それ以外にどのような理由があるのか。そしてそうであれば、クリアランスレベルを超える土壤に囲まれて生活した場合、「放射線による障害」を起こすリスクがあると考えるべきではないのか。

(5) 「(2)ア(オ)a」について

ア　原告が参照すべき先例として、チェルノブイリ法に基づく「非汚染地域」の基準を指摘したのに対し、被告国は、「チェルノブイリ原子力発電所事故後の避難措置等は過度に厳しいもので、強制的な移住により精神的なストレスを引き起こすケースが多くたと国際的に評価されている」として、チェルノブイリ法に基づく土壤汚染濃度の基準に準拠して我が国の福島第一発電所事故後の防護措置の適否を論じすることはむしろ不適切である」と主張し、乙A第30号証（経済産業省原子力被災者生活支援チームからのお知らせ「年間20ミリシーベルトの基準について」）9頁を引用する（被告国第11準備書面13頁）。そして、同頁には、いくつかの国際機関による、チェルノブイリ法の避難基準が厳しすぎる旨の見解が登載されている。

イ　国は、福島原発事故による住民防護対策において、チェルノブイリ法を全く参考せず、同法に定められた避難基準よりも遙かに緩い基準で住民避難対策を実施し、年間20ミリシーベルト以下については、健康に支障を生じさせないとして、住民らが避難する権利や機会を失わせた。経産省が自己のホームページで、施策を正当化するために、チェルノブイリ法による避難基準に批判的な幾つかの意見を抜粋しているが、その記事が問題としているのは、「強制的に避難させる基準としては過度だった」ということに過ぎず、20ミリシーベルト以下の安全性を宣言するようなものではない。

むしろ、一般的な意見は、国連「健康に対する権利」特別報告者アンド・グローバー氏の調査報告書（甲D第10号証）に認めるべきであろう。ここで、グローバー氏は、現存被爆状況における参考レベルを1～20mSvとしたICRPの勧告について、「ICRPの勧告は、日本政府の全ての行動が、損失に比べて便益が最大化するよう行われるべきであるという最適化と正当化の原則に基づいている」とし、「このようなリスク対経済効果の観点は、個人の権利よりも集団的利益を優先するため、健康に対する権利の枠組みに合致しない。」と批判し（甲D第10号証22頁）、年間20mSv以下の居住地域は安全であると保証した日本政府に対し、「ICRPでさえ、発がん又は遺伝的疾患の発

生が、約 100 mSv 以下の被ばく線量の増加に正比例するという科学的可能を認めている。」と批判し（同号証同頁）、「健康への悪影響の可能性は、低被ばく線量でも存在しており、年間被ばく線量が 1 mSv 以下で可能な限り低くなった時のみ、避難者は帰還を推奨されるべきである。」と結論付けているのである（同号証 22～23 頁）。また、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアの各国は、財政的事情から手直しをしつつも、チェルノブイリ法に基づく被災者防護対策を今なお継続している。

経産省ホームページに登載された意見により年間 20 ミリシーベルトの安全性を主張するのは、放射能被害に対する住民の健康や不安感を軽視する姿勢以外の何物でもない。

(6) 「(2)ア(オ)b」について

ア 別紙(1)(2)は、平成 27 年 11 月 18 日付「訴えの追加的変更申立書」添付の別紙(1)(2)であるので、その旨ご理解いただきたい。

イ 被告国は、チェルノブイリ原発事故による放射線被ばくと福島第一原発事故による放射線被ばくとは、放射性物質の飛散状況や放射線被ばくの態様等が明らかに異なるから、「チェルノブイリ原子力発電所事故による放射線被ばくと本件とを比較することに合理性はない。」と主張する（被告国第 11 準備書面 14 頁）ところ、なるほど、両事故における放射性物質の飛散状況や放射線被ばくの態様等は異なるが、実効線量シーベルトや土壤汚染濃度ベクレルで定められた住民防護基準は、十分参考にできるに留まらず、そもそも国際原子力事象評価尺度レベル 7 の原発事故は、福島第一原発事故前にはチェルノブイリ原発事故しか存在しないのであるから、福島原発事故における住民防護対策をするに当たっては、チェルノブイリの際の住民防護対策を参考にすべきなのである。

(7) 「(2)ア(カ)」について

ここでも被告国は、「いわゆる低線量被ばくに関する健康影響の可能性が科学的に否定できないこと」を認めた上、法令における線量限度は「安全と危険の境界を示す線量ではない。」と主張している。（被告国第 11 準備書面 14 頁）

この認識は、原告らと全く一致する。だから原告らは、法令による線量限度以下でも健康影響を否定することはできないのだから、せめて法令における線量限度は遵守されなければならないと結論付けている。被

告国も原告らと前提認識が同一なのであれば、どうして同一の結論にならないのだろうか。

(8) 「(2)イ(ア)」について

ア 被告は、白血病の労災認定基準が年間 5mSv とされていることを認めながら、この基準は、「年間 5mSv 以上の放射線被ばくをすれば白血病を発症するといった科学的知見あるいは医学経験則に依拠したものではない」として乙A第31号証（厚労省作成にかかる「『電離放射線障害の業務上外に関する検討会』の検討結果及び労災認定について」と題する書面）を引用している。（被告国第11準備書面14~15頁）

イ 乙A第31号証には、「がんに対する 100mSv 以下の低線量の被ばくの影響は他の要因に隠れてしまうほど小さく、健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。また、白血病の発症には様々な要因が関係することから、業務と疾病の間の因果関係を個々の労働者毎に認定するのは容易ではない。このため放射線被ばくによる白血病の労災認定については、労災保険制度の趣旨に鑑み、労働者への補償の観点から、労災の認定基準を定め、これに合致すれば、医学検討会の協議を経た上で、業務以外の原因が明らかでない限り、労災として認定することとしている。白血病の労災認定基準は、年間 5mSv 以上の放射線被ばくをすれば発症するという境界を表すものではなく、労災認定されたことをもって、科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明されたものではない。」と記載されている。

ウ そこで、労災認定の要件を確認しよう。甲B第143号証は、被告国（厚生労働省福島労働局）による労災認定の説明文である。これによれば、業務上疾病と認められるためには、業務と疾病との間に「条件関係があることをもって直ちに業務と疾病との間に因果関係を認めのではなく・・・いわゆる相当因果関係があると認められる場合にはじめて業務上疾病として取り扱われることになる」のであり（2頁）、要件としての「業務起因性」が認められるためには、「業務と発症原因との間及び発症原因と疾病との間に二重」の因果関係が必要であり、「それぞれの因果関係は単なる条件関係ないし関与ではなく、業務が発症原因の形成に、また発症原因が疾病形成にそれぞれ有力な役割を果たしたと医学的に認められることが必要となる」のであり（2頁）、一般的には、次の3要件「1 労働の場における有害因子の存在」「2 有害因子へのばく露条件、すなわち、当該健康障害を起こすのに足りるばく露があったかどうか」「3 発症の経過及び病態」が検討され、

臨床医学、病理学、免疫学等の分野における医学的研究によって確立された知見に基づいて業務起因性の判断がなされる（3頁）、というのである。

エ そうすると、白血病に関し、年間5ミリシーベルトの被ばくをした労働者が労災認定されるということは、被害者救済の観点があるにせよ、「臨床医学、病理学、免疫学等の分野における医学的研究によって確立された知見」に基づいて、当該健康障害を起こすのに足りる放射線ばく露があったと判断すべきとの価値判断、すなわち、年間5ミリシーベルトの被ばくが白血病に罹患するのに足りるばく露であるとの高度の蓋然性判断がなされ、その被ばくと白血病への罹患との間に、条件関係に止まらず、相当因果関係があると判断されたということなのである。

乙第31号証が、「労災認定されたことをもって、科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明されたものではない」というのは、自然科学的に100%の確率をもって、当該労働者の白血病罹患の原因が被ばくであると証明されていないという趣旨なのかもしれないが、訴訟上の因果関係の立証すら、「一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるもの」なのであり（最高裁昭和50年10月24日判決・民集29巻9号1417頁参照）、社会的認識としても、それで充分である。

(9) 「(2)イ(イ)」について

ア 被告国は、原爆症認定に関する「新しい審査の方針」は、「被爆者救済及び審査の迅速化という観点から、放射線起因性が認められる範囲に、科学的に明らかになっていない放射線被ばくによる健康影響を取り込んだものである。」と主張して、乙A第32号証（「新しい審査の方針」）を引用している。（被告国第11準備書面15頁）

イ 確かに、乙A第32号証には、「放射線被ばくによる健康影響が必ずしも明らかでない範囲を含め、次のように「積極的に認定する範囲」を設定する。」との部分がある。しかし、他方で、同号証には、「放射線起因性の要件該当性の判断は、科学的知見を基本としながら、総合的に実施するものである」と明記されていることにも鑑みると、「新しい審査の方針」は、科学的に証明されたとまでは認められていなくと

も、科学的知見に照らして決して不合理でない内容であるというべきである。

ウ 更に被告国は、原爆投下における放射線被ばくと、福島第一発電所事故における被ばくとは、放射性物質の飛散状況や放射線被ばくの継続時間・回数・態様等が明らかに異なる上、一回的な放射線被ばくと発病した特定の疾病との因果関係（放射線起因性）が争点となる原爆症の認定と、具体的な健康被害が主張されていない本件とは事案を全く異にするものであって、両者を比較することに合理性はない。」と主張する（被告国第11準備書面15頁）。

原告らは、これらを単純に比較しているのではない。福島原発事故に関しない限り、日本でも低線量被ばくでも健康影響があり得るとの認識に基づいて立法や各種の行政作用がなされてきたことを指摘し、福島原発事故における住民防護対策においてだけ、低線量被ばくによる健康リスクを無視する被告国の問題性を浮き彫りにしようとしているのである。

(10) 「(2)イ(エ)」について

ア 原告らが、東電の作業マニュアルを提出し、現在の福島県中通り地方は、このマニュアルによれば、タイプックやアノラックを着用して作業しなければならない環境であると主張したのに対し、被告国は、放射線による健康影響を判断するに当たっては、特定の場所における空間線量を示すものとして考慮するのが合理的であり、特定の地点における放射線防護の要否や方策について、福島第一発電所内の表面汚染濃度と屋外土壌の放射性物質沈着量を比較して論ずること自体、原告ら独自の見解である」と主張する（被告国第11準備書面16頁）。

イ 空間線量は、グランドシャイン（地表に沈着している放射性物質からの放射線）とクラウドシャイン（大気中に浮遊している放射性物質からの放射線）によって構成される。クラウドシャインは、天候（降雨、降雪、風速、風向き等）によって短時間で激しく変動する。これに対し、グランドシャインは、変化が緩慢である。したがって、特定の地点における被ばくリスクを評価するに当たっては、グランドシャインが重要な指標になる。被ばくによる健康被害を評価するために、空間線量ではなく、土壌汚染濃度が重視されるのは、そのためである。被告の上記主張こそ、独自の見解である。

(11) 「(2)エ」について

内部被ばくの危険性に関する原告らの主張について、被告国は認否をしなかった（被告国第11準備書面17頁）。裁判所におかれでは、被告国が原告らの主張に認否、反論できないという事実をしっかりと確認していただきたい。

(12) 「(2)オ」について

子どもの放射能に対する感受性についての原告らの主張について、被告国は、子どもや妊娠中の女性等の放射線弱者に対する法令の保護規定の存在については認めながら、福島原発事故後の住民に対する保護対策において、放射線弱者に対する保護措置が全くとられなかつたことに対する批判については、認否をしなかつた。裁判所におかれでは、この点についても、被告国が認否反論できないという事実をしっかりと確認していただきたい。

以上